

平成24年12月17日

指定健康保険組合に係る健全化計画（案）について、
お知らせします。

当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法（大正11年法律第70号）第28条第1項の規定に基づき、指定健康保険組合（以下「指定組合」といいます。）として指定されました。

指定制度は、財政窮迫状態にある健康保険組合に対し、厚生労働省が、解散を含めた重点指導を行うものであり、その事務は、平成24年10月2日付保保発1002第1号厚生労働省保険局保険課長通知により取り扱うことになっています。

指定組合は、指定年度の前3ヶ年度の経常収支決算が赤字及び3ヶ年度連続して法定給付等に要する保険料率が95%以上、指定年度の前年度の積立金水準が3ヶ月未満などの財政状況の基準に該当していることが要件となります。

指定を受けた組合は、指定年度（当健康保険組合の場合は、平成24年度）の翌年度以降3ヶ年度（平成25年度・平成26年度・平成27年度）分の財政の健全化に関する計画（以下「健全化計画」という。）を策定し、厚生労働大臣の承認を得て、事業運営の改善に取り組むことになっています。

財政状況に応じ、適切に保険料率を設定することなどが必要とされています。

指定健康保険組合に係る健全化計画（案）については、平成24年12月6日に開催された第102回組合会において、審議のうえ可決承認されましたので、平成24年12月17日に近畿厚生局健康福祉部保険課を経由して厚生労働大臣に提出しました。

健全化計画（案）のうち、厚生労働省が示した健全化計画の策定基準に対する計画（案）の内容は次のとおりです。

健全化計画の策定基準

1 基本的な方針

健全化計画は、基本的には健全化計画の3年度間に経常収支の均衡が図られ、積立金についても所定の水準を満たすものとする。

しかしながら、この実現が困難な場合にあっては、後掲の「2 財政の健全化の目標」及び「3 具体的改善措置及び財政効果額」の要件を満たした計画であるものとする。

なお、健全化計画の3年度間が終了する前に解散するときは、解散までの間の健全化計画を策定するものとし、解散の際に債権債務の継承に支障が生じない適正な健全化計画であれば差し支えないものとする。

2 財政の健全化の目標

適正な収支の見積もりに基づき、次の財政見通しとなっていること。

項 目	計画(案)の内容
(1) 経常収支は改善していく見通しであること。	その見通しである。
(2) 総収支（健康保険組合給付費等臨時補助金の算入を除く。）は黒字で推移する見通しであること。	その見通しである。
(3) 準備金の限度内部分の繰入れ（退職積立金繰入を除く。）は行わない見通しであること。 また、前年度決算残金は繰り越さない見通しであること。	その見通しである。
(4) 積立金については、健全化計画の3年度目までに所定の水準を満たす見通しであること。	その見通しである。
(5) 診療報酬の未払いについては、特別な理由があるときを除き、健全化計画の3年度目までに解消するものであること。	該当なし。

3 具体的改善措置及び財政効果額

次の要件をすべて満たすこと。

項 目	計画(案)の内容
(1) 保険料率 健全化の目標を確実に遂行できるよう、適切な保険料率を設定する計画であること。	平成25年度 100% 平成26年度 100% 平成27年度 101% ただし、当該年度における協会けんぽの保険料率と同率とする。
(2) 保険料額の負担割合 保険料額の事業主と被保険者の負担割合は適正なものであること。	事業主と被保険者の負担割合は折半である。

ただし、直ちに負担割合の是正が困難な場合は、健全化計画の3年度目までに計画的に是正すること。	
(3) 保険料等の未収金の解消対策 未収金のある組合は、滞納処分等の実施による未収金の解消策が盛り込まれていること。	未収金（約 2,800 万円）の約 18%を解消する。
(4) 設立事業所等の支援策 具体的な支援内容がわかること。	該当なし。
(5) 一部負担還元金及び付加給付 一部負担還元金及び付加給付は認められないこと。	一部負担還元金は該当なし。 付加給付（出産・死亡）は、平成 27 年度において、見直しを検討する。
(6) 保健事業	
保養所等は廃止の方向で検討されていること。	該当なし。
直営診療所等は廃止の方向で検討されていること。	該当なし。
体育奨励事業、健康表彰、医薬品の配付等に組合からの支出は認められないこと。	該当なし。
(7) 健康診査事業 人間ドック等の健康診査事業については、少なくとも費用の3割以上の一部負担金を徴収しているものがあること。	3割以上の一部負担金を徴収している。